第二号の表備考イ中「いう」を「、「小割り式五年魚または養殖業」とは、令第十三条第二十九号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式五年魚または養殖業をいう」に改め、同表備考ロ中「第十三条第二十九号」を「第十三条第三十号」を「第十三条第三十一号」に改め、同表備考ニ中「第十三条第三十四号」を「第十三条第三十六号」に、「第十三条第三十五号」を「第十三条第三十六号」を「第十三条第三十八号」に改め、同表備考ホ中「第十三条第三十七号」を「第十三条第三十九号」に改め、同表備考チ中「よる申出」の下に「（販売の目的によるものを除く。）」を加える。

第三号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分	養殖業の種類	単位漁場区域の属する水域	期間	率
1区	小割り式一年魚はまち養殖業	全ての水域	短期	一・六一
			長期	一・七九
2区			短期	〇・八六
			長期	〇・九五
3区			短期	〇・五七
			長期	〇・六七
4区			短期	〇・一九
			長期	〇・二九
5区			短期・中期	一・七二
			長期	二・五二
6区			短期・中期	一・六三
			長期	二・三九
7区			短期・中期	一・二四
			長期	一・八一
8区	小割り式二年魚はまち養殖業		短期・中期	〇・七六
			長期	一・〇五
9区			短期・中期	〇・五七
			長期	〇・八〇
	二年貝真珠養殖業	全ての水域		一・〇八
	一年貝真珠養殖業	全ての水域		一・〇八
	かき養殖業	全ての水域		〇・八〇％

区分	養殖業の種類	単位漁場区域の属する水域	期間	率
5区	小割り式三年魚はまち養殖業	全ての水域	短期・中期	一・八一
6区			長期	一・七一
7区			短期・中期	一・三〇
8区			長期	〇・八〇
9区			短期・中期	〇・六〇
10区			長期	〇・六七
11区			短期・中期	〇・五〇
			長期	〇・五七
	小割り式一年魚たい養殖業	全ての水域		〇・三六
	小割り式二年魚たい養殖業	全ての水域		〇・三六
	小割り式三年魚たい養殖業	全ての水域		〇・六三
	小割り式さけ・ます養殖業	全ての水域		〇・三六
	小割り式二年魚ふぐ養殖業	全ての水域		〇・五〇
	小割り式三年魚ふぐ養殖業	全ての水域		〇・五〇
1区	小割り式一年魚かんぱち養殖業		短期・中期	一・七九
2区			長期	〇・九五
3区			短期・中期	〇・六七
4区			長期	〇・二九
5区	小割り式二年魚かんぱち養殖業		短期・中期	一・六四
6区			長期	二・二七
7区			短期・中期	一・一七
8区			長期	一・七一
			短期・中期	〇・七二
			長期	〇・九九